

西宮市商工団体補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の商工業の振興と安定を図るため、必要な商工団体に対して運営経費の一部を市が補助することにより、市経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、次のとおりとする。

- (1) 西宮市商店市場連盟
- (2) 西宮市地方卸売市場連合会
- (3) 名塩製紙振興会
- (4) 西宮酒造家十日会

2 前項各号の代表者及び役員、並びに業務に従事する者が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西宮市条例第67号)第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこととする。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請及び実績報告等)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和57年西宮市規則第81号)に基づき、交付申請及び実績報告等の手続を行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 西宮市商工団体補助金等交付要綱(昭和62年4月1日施行)は廃止する。
- 3 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 7 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 2 1 日から実施する。

別表

交付対象団体名	交付団体の活動目的	補助対象経費	補助率及び補助額
西宮市商店市場連盟	市内商店街、小売市場の健全な運営、発展を図る	左記の運営経費	定額（予算の範囲内で市長が認める額）
西宮市地方卸売市場連合会	生鮮食料品を適正な取引と流通経路で市民に安定して供給する	左記の運営に係るゴミ処理費用及び交通整理費用等に係る経費	定額（予算の範囲内で市長が認める額）
名塩製紙振興会	地場産業である和紙の製造の振興を図る	左記の運営経費	定額（予算の範囲内で市長が認める額）
西宮酒造家十日会	地場産業である日本酒の振興の拡大を図る	左記の運営経費	定額（予算の範囲内で市長が認める額）